

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

処分庁

審査請求人が平成28年8月25日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づく生活保護申請却下決定についての審査請求（平成28年滋審（ア）第42号、生活保護法に基づく生活保護申請却下決定についての審査請求事件）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成22年10月18日、処分庁は、審査請求人に対する保護を開始した。
- 2 平成27年3月30日、処分庁は、審査請求人から、審査請求人の[]である[]が[]（以下「[]」という。）に進学する旨の「中学・高校卒業後の進路報告書」（以下「進路報告書」という。）の提出を受け、高等学校等就学費として基本額5,450円、学級費1,960円および学習支援費5,150円を追加支給する旨の保護変更決定をし、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成27年3月から同年7月までの間、[]の教科書代、上履き代、体育館シューズ代および定期代の支出をした。
- 4 平成27年9月10日、処分庁は、平成27年7月分以降の[]の定期代を追加支給する旨の保護変更決定を行い、審査請求人に通知し、以降、[]の定期代を高等学校等就学費として支給している。
- 5 平成28年6月24日、審査請求人から、処分庁に対し、平成27年3月から同年7月までの間、[]の高等学校等就学費として支出した教科書代8,800円、上履き代1,250円、

体育館シューズ代3,000円および定期代15,120円(平成27年4月分から6月分)を遡及して支給を求める旨の申請(以下「本件申請」という。)がされた。

- 6 平成28年7月22日付けで、処分庁は、本件申請に対し、却下決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。
- 7 平成28年8月25日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審理員の審理手続におけるもの

ア 遡及支給をしなかった判断の違法性および不当性について

東京都の生活保護運用事例集によれば、①実施機関に必要な届け出が行われていること、②被保護者になんの過失もないこと、③届け出に対応する処分がまったくされていないこと、④遡及支給期間が5年より短いこと、⑤遡及して支給される保護費が自立更生に充てられることの5つの要件を満たせば一時扶助として遡及支給することとしており、本件では審査請求人について、同要件を満たしているにも関わらず、遡及支給をしなかった点で、本件処分は違法又は不当である。

イ 手続的瑕疵について

処分庁において厚生労働大臣に報告したうえで3か月を超える遡及支給の可否を検討することも可能であったにも拘わらず、そのような検討をしなかった点で本件処分は不当である。

(2) 滋賀県行政不服審査会におけるもの

ア 裁量権の逸脱濫用について

審査請求人が遡及支給の申請の際に添付した意見書で、わざわざ東京都の生活保護運用事例集を示しているにもかかわらず、処分庁がその事例集に示された要件を検討したふしはない。

乙7号証のケース記録の平成28年6月27日から7月22日を見れば理解できるが、処分庁が本件処分をなすに当たって考慮した判断要素はただ一つ、顧問弁護士に対する法律相談の結果だけであり、判断要素の選択に合理性を欠いている。

しかも、その法律相談の結果は、本件のような保護の変更の場面においても申請書の提出義務が課されているなどと法的に誤った内容であり、判断過程にも合理性を欠いている。

そうすると、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠いていることは明らかであり、その結果、その判断が重要な事実を欠いていることもまた明らかである。本件処分は、裁量権を逸脱濫用したものである。

イ 進路報告書の提出について

審査請求人は、平成27年3月25日に、担当ケースワーカーから進路報告書を提出するように言われ、同月30日に、処分庁に出向いて、進路報告書の様式をもらい、その場で記入して提出した。

(3) 滋賀県行政不服審査会の調査により聴取したもの

平成27年3月頃、審査請求人は、担当ケースワーカーに対して、教科書代や定期代など高校進学に要する費用について、生活保護費で助けてもらえないのか何度も相談をしたが、「出ない」と言われていた。

平成27年4月、担当ケースワーカーが交代し、同年夏頃に、新たな担当ケースワーカーから定期代が支給されるということを知ったため申請を行った。その結果、平成27年7月以降の分は支給されることとなったが、同年4月から6月分については支給してもらえなかった。

平成28年3月に、「高校生の就学支援について」という案内文書（以下「案内文書」という。）を処分庁から受領し、教科書代などについても支給があることを初めて知ったため、こうした費用についても申請を行った。

教科書代、上履き代、体育館シューズ代および平成27年4月分から6月分の定期代が支給されなかったのは、処分庁の誤りによるものであり、期限を過ぎているから支給しないということには納得ができない。

2 処分庁の主張

(1) 遡及支給について

審査請求人が処分庁に制服代、定期代、教科書代の相談をしたという事実はなく、加えて処分庁が審査請求人に当費用の支給ができないという回答をしたという事実はない。

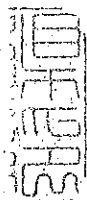
また、東京都の生活保護運用事例集の遡及支給の要件を前提としても、審査請求人は同要件を満たさない。

(2) 滋賀県行政不服審査会の調査により聴取した処分庁の口頭説明について

処分庁においては、3か月を超えて遡及をしなければならないような個別の事情が認められる場合には、国に協議をした上で、3か月を超えた遡及支給を行うことがある。

しかしながら、本件について処分庁は、平成27年3月に、審査請求人に案内文書を発出しており、審査請求人が申請の義務を果たしていないことについて、処分庁に過失はなく、また、審査請求人においてなお最低生活が維持されていたものであって、こうした場合には当たらない。

進路報告書の提出があった場合には、通常であれば、個別対応として、担当ケースワーカーから審査請求人に対して、申請の案内がされているものと思われる。ただ、審査請求人については、当時、他の内容で面談が手一杯の状況であったため、高等学



校等就学費についての話が十分にできておらず、また、こちらの話が審査請求人に上手く伝わっていなかった点があるものと考えられる。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）

ア 第8条（基準及び程度の原則）

第1項 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

第2項 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

イ 第9条（必要即応の原則）

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

ウ 第17条（生業扶助）

生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

(1) 生業に必要な資金、器具又は資料

(2) 生業に必要な技能の修得

(3) 就労のために必要なもの

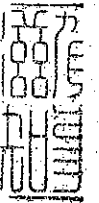
エ 第25条（職権による保護の開始及び変更）

第2項 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。

(2) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）

一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。

二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。



別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区分		基準額
生業費		46,000円以内
技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	78,000円以内
	高等学校等就学費	5,450円
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
	入学料及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(月額)	5,150円
就職支度費		30,000円以内

(3) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)

第7 最低生活費の認定

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(2) 技能修得費

イ 高等学校等就学費

(7) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自

立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。

なお、保護開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正規の就学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。

(イ) 高等学校等就学費基本額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(エ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、63,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

(キ) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

2 本件処分について

処分庁は、本件処分に係る通知文書において、「申請書の提出義務が被保護者に課されているにもかかわらず申請書の提出がなかった」ことおよび「最低生活費の遡及支給は3か月までである」ことを処分の理由として挙げている。

確かに、生活保護手帳別冊問答集では、最低生活費の遡及変更は3か月程度までとされるところ、本件申請は、申請時から、11か月以上前に支出された教科書代、上履き代、体育館シューズ代および定期代の遡及支給を求めるものであり、審査請求人は、当時、当該費用に係る申請書の提出を行っていなかったものと認められる。

しかしながら、生活保護制度においては、一般に、遡及支給の期間は3か月程度とされているところ、実施機関における実務においては、事案毎の個別の事情を斟酌し、国に情報提供および照会を行った上で、必要に応じて3か月を超える遡及支給も行われているものと認められることから、処分について、審査請求人による申請が遅れた事情等を踏まえ、その妥当性を検討する必要があるものと判断される。

そこで本件について見ると、処分庁は、平成27年3月25日に審査請求人から、審査請求人の[]が[]に合格した旨を電話で聴取し、また、同月30日に、直接、進



路報告書の提出を受けていたものと認められ、当該時点において、審査請求人の■が高等学校に進学することおよびそれに伴い高等学校等就学費が発生することを把握していたものと言える。そして、処分庁の説明からすれば、こうした状況の下においては、通常、被保護者に対しては、担当ケースワーカーによる面談等を通して申請の案内が行われ、併せて提出すべき申請書の様式が交付されていることになる。

しかしながら、本件においては、ケース記録その他の証拠書類からは、処分庁が、審査請求人に対して高等学校等就学費についての面談等を行い、申請書の様式を交付するなどした形跡を認めることはできない。また、処分庁も、審査請求人に対しては他の内容に係る対応で手一杯となっていたこと、伝達すべき内容が十分に審査請求人に伝わっていなかったことなど、審査請求人への対応が不十分であったことを示唆しているところである。

ところで、審査請求人においては、平成27年9月に、処分庁との面談等を基に定期代についての申請を行っていること、また、平成28年3月の案内文書の受領後に、教科書代、上履き代および体育館シューズ代についての申請を行っていることが認められる。

このことからすると、審査請求人は、支給され得ることを了知した費用については、それを了知した段階において、その都度、申請を行っていたことが強く推認されるところである。当時、審査請求人において、上履き代、体育館シューズ代および定期代等の費用を捻出することは、相当な負担を伴うものであったと思料される所、仮に、当該費用の支給について処分庁から適切な案内等がなされていたとすれば、審査請求人からの申請は行われていたものと考えられ、審査請求人が、申請を懈怠または失念するといったことは、想像し難いものであると言える。

したがって、処分庁においては、高等学校等就学費の発生を把握していたにもかかわらず、申請の案内および申請書の交付等を適切に行っていないなど、通常の場合に比して、その対応に著しく配慮を欠く点があったものと判断せざるを得ず、申請が遅れたことについて、審査請求人のみにその責任を負わせることは酷と言うべきである。

なお、処分庁は、案内文書を発出していたことをもって、自らの対応に過失はなかったとしているものであるが、現に、審査請求人において申請書の様式を受領するにも至っていないことに鑑みれば、こうした対応が十分なものではなく、その後の対応にも問題があったことは明らかである。

また、本件については、ケース記録その他の証拠書類からは、本件処分にあって、処分庁が遡及支給についての具体的な検討を行った形跡は認められず、本件処分は、本来、考慮すべき要素について十分な考慮がなされていなかったものであると判断される。

以上のことから、本件処分は、不当なものであって取り消すことが相当であり、処分庁は、再度、遡及支給の可否について適切に検討を行うべきである。

3 審理員意見書と異なる理由および結論

審理員意見書においては、棄却されるべきとの意見であったが、滋賀県行政不服審査

会の答申を踏まえ再検討した結果、本件処分にあたり、処分庁は、高等学校等就学費の発生を把握していたにもかかわらず、申請の案内および申請書の交付等を適切に行っていないなど、通常の場合に比してその対応に著しく配慮を欠く点があったこと、また、遡及支給の適用について十分な検討もなされていないことが認められることから、本件処分は不当な処分であり、取消しを免れ得ないと判断する。

よって、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年3月7日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造

